

令和4年3月9日

株 主 各 位

埼玉県日高市高萩1203番地

株式会社 日高カントリー倶楽部

代表取締役社長 大河原茂夫

## 第63期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和4年3月25日（金曜日）午前8時30分
2. 場 所 埼玉県日高市高萩1203番地  
株式会社 日高カントリー倶楽部 会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第63期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役2名選任の件  
第2号議案 登記上の発行可能株式総数を変更する件

以 上

株主各位におかれましては、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され  
令和4年3月24日（木曜日）までにご返送くださいますようお願い申し  
上げます。

株主総会にご出席される場合、新型コロナウイルス感染防止のためご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。ご用意できる席数を限らせていただきますので会場にご入場頂けない場合がございます。

また、株主総会にご出席される際は、マスク着用・アルコール消毒・検温などの感染防止予防策にご協力いただきますようお願い申し上げますと共にお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

尚、例年株主総会終了後開催しております株主懇親ゴルフ会は、今年も同日に開催いたしますのでご参加のほど宜しくようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

コロナ感染者の増加にもかかわらず入場者数は前年を大きく上廻る結果となり、4期ぶりの経常利益計上となりました。

また、株主である会員の皆様に今後も快適なプレーを楽しんでもらえるように、会員が潜在的に増加することがないことを明確に示すため保有しておりました自社株式400株を令和3年9月30日に消却致しました。

このような経済状況の中、当事業年度の営業日数は322日(前期比1日の減少)、総入場者は53,369名[会員35,213名(前期比4,466名の増加)、ゲスト18,156名(前期比3,399名の増加)]となり、売上高は916,284千円と前期比140,589千円の増加となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額	前期比増減	構 成 比
	千円	%	%
年会費及びロッカー収入	210,212	22.9	22.9
プ レ イ 収 入	549,986	16.8	60.0
食 堂 売 店 売 上	133,749	18.6	14.6
そ の 他 収 入	22,336	6.5	2.4
合 計	916,284	18.1	100.0

売上原価並びに販売費及び一般管理費は前年から繰り越した修繕の実施や60周年記念品制作費用等により1,032,053千円と前期比123,957千円の増加となり、入場者の増加により売上は増加したものの営業損失115,768千円を計上する結果となりました。

営業外収益は名義書換料収入等の増加により、156,644千円と前期比24,314千円の増加となりました。

この結果、経常利益40,808千円及び当期純利益27,593千円を計上する結果となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は、53,521千円で、その主なものは次のとおりであります。

構築物	南N02防球ネット新設工事	8,600千円
構築物	東7番橋掛替工事	4,110千円
リース資産	フェアウェイ刈込機	6,720千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社が対処すべき課題

開場60周年記念行事も無事終了し、今後70年又は75年に向けて従来より継続しているテーマを実施することといたします。

- 1) 財務内容の一層の改善を目指し、諸経費の圧縮と共に遊休資産の整理を進めます。
- 2) ゴルフ・コースはもちろん、附帯設備の十分なメンテナンスを行い稼働に万全を期すものと致します。
- 3) SDGsにかかわり従来より取り上げているテーマの充実を図り関連業界に於いてのリーダーシップを維持してまいります。

以上の課題に注力し株主の皆様の高い評価を頂くよう努力する所存でありますので、どうかご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

※SDGs Sustainable Development Goals

テーマ	N03	すべての人に健康と福祉を
	N07	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
	N09	産業と技術革新の基盤を作ろう
	N013	気候変動に具体的な対策を
	N015	陸の豊かさを守ろう

全17テーマの内5テーマを対象といたします。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 平成30年12月期	第61期 令和元年12月期	第62期 令和2年12月期	第63期(当期) 令和3年12月期
売 上 高(千 円)	813,675	895,590	775,694	916,284
当期純利益又は 純損失(△)(千 円)	△46,840	△77,624	△4,167	27,593
1株当たり当期純利益 又は純損失(△) (円・銭)	△21,816.80	△36,154.70	△1,941.20	12,852.23
総 資 産(千 円)	3,928,806	3,795,767	3,769,563	3,797,636
純 資 産(千 円)	1,352,396	1,274,762	1,270,557	1,298,178
1株当たり純資産(円・銭)	629,900.71	593,741.15	591,782.55	604,647.55

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容(令和3年12月31日現在)

ゴルフ場及び食堂の経営並びにゴルフ用具の販売

## (8) 主要な事業所(令和3年12月31日現在)

本社・ゴルフ場 埼玉県日高市  
東京営業所 東京都千代田区

## (9) 従業員の状況(令和3年12月31日現在)

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	29名	増減なし	47歳	12.7年
女 性	31名	(増) 9名	36歳	6.1年
合 計 又 は 平 均	60名	(増) 9名	42歳	9.4年

## (10) 主要な借入先(令和3年12月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（令和3年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	2,980株
② 発行済株式の総数	2,147株
③ 株主数	1,561名
④ 大株主	

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
	株	%
東 ソ 一 (株)	166	7.73
高 橋 正 孝	130	6.05
大 河 原 茂 夫	101	4.70
日産東京販売ホールディングス(株)	95	4.42
金 沢 朋 子	41	1.91
内 藤 潔	21	0.98
(株) 集 英 社	5	0.23
宮 本 製 粉 (株)	4	0.19
医 療 法 人 社 団 明 芳 会	3	0.14
旭 化 学 合 成 (株) 他28名	58	2.70

(注) 当社は自己株式を400株保有しておりましたが、令和3年9月30日付けで400株全数を消却致しました。

送 付 日 付	送 付 枚 数	送 付 先 名	送 付 枚 数	送 付 先 名
平1.11	107	J-ネット	107	株 主
平1.2	107	株主 (株)	107	株 主
平1.8	107	株主 (株)	107	株 主

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和3年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大河原 茂 夫	代表取締役社長	
高橋 正 孝	代表取締役	
泉 田 保 夫	取締役	
内 藤 潔	取締役	
多 賀 俊 幸	取締役	
松 本 護	取締役	
伊 東 輝 昌	常勤監査役	
宮 島 壯 太	監査役	
岩 崎 徳 雄	監査役	

- (注) 1. 取締役内藤潔、多賀俊幸の2氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役伊東輝昌、宮島壯太、岩崎徳雄の3氏は、社外監査役であります。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることよって生じることのある損害が補填されます。

但し、故意または重過失に起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。尚、保険料は全額当社が負担しております。

役員等賠償責任保険契約の概要	補填される損害の種類
役員等賠償責任保険契約の概要	役員等賠償責任
役員等賠償責任保険契約の概要	役員等賠償責任
役員等賠償責任保険契約の概要	役員等賠償責任
役員等賠償責任保険契約の概要	役員等賠償責任
役員等賠償責任保険契約の概要	役員等賠償責任
役員等賠償責任保険契約の概要	役員等賠償責任

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役		監 査 役		計		摘 要
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
6名	26,260千円	1名	1,800千円	7名	28,060千円	

(注) 1. 平成2年3月30日開催の株主総会決議による報酬の額

取締役 年額 60,000千円以内

昭和57年3月26日開催の株主総会決議による報酬の額

監査役 年額 10,000千円以内

2. 上記支給額のほか使用人兼務取締役1名の使用人分の給与8,898千円の支給があります。
3. 社外役員5名の報酬の額は6,600千円であります。
4. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。  
尚、監査役2名は無報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	当事業年度における主な活動状況
取締役 内 藤 潔	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
取締役 多 賀 俊 幸	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 伊 東 輝 昌	当事業年度開催の取締役会5回の内5回、監査役会6回の内6回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 宮 島 壯 太	当事業年度開催の取締役会5回の内5回、監査役会6回の内6回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 岩 崎 徳 雄	当事業年度開催の取締役会5回の内5回、監査役会6回の内6回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。



(注) 社外取締役及び社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は、以下の通りです。

- ・取締役内藤潔氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に大所高所から先を見据えた助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・取締役多賀俊幸氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に大所高所から先を見据えた助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・監査役伊東輝昌氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
- ・監査役宮島壮太氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
- ・監査役岩崎徳雄氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	4,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
合計	4,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会の同意又は請求により、取締役会が会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすためコンプライアンス・マニュアルを周知徹底させ、定期的にマニュアルの見直しを行うとともに教育等を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。新たに生じたリスク並びに生じる恐れのあるリスクについては取締役会において対応責任者たる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催し合議制により慎重な意思決定を行う。

- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の補助をする使用人は、各部門の部門長あるいは部門長が指名した使用人が必要に応じてこれに当たることとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に重大な損失を与える事実を発見した場合は当該事項を速やかに監査役（会）に報告する。また、その報告をした者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに取締役との定期的な意見交換会を開催し、また社外監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については会社規程に則り適正に処理する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は5回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っている。

②監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は6回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っている。

## 貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	1,383,796	<b>流 動 負 債</b>	133,680
現金及び預金	1,327,325	買掛金	6,209
営業未収金	32,683	リース債務	6,074
商 品	3,968	未払金	12,416
原 材	2,803	未払費用	47,813
貯 蔵 品	5,658	未払法人税等	18,085
前払費用	11,109	未払消費税等	20,690
そ の 他	247	預り金	8,048
<b>固 定 資 産</b>	2,413,840	前受収益	9,608
<b>有 形 固 定 資 産</b>	2,368,129	賞与引当金	4,589
建 物	264,783	そ の 他	144
構 築 物	204,252	<b>固 定 負 債</b>	2,365,777
機 械 及 び 装 置	43,815	リース債務	18,185
車 両 運 搬 具	4,092	入会金預り金	334,800
工具、器具及び備品	12,327	会員預り保証金	1,958,000
立 木	170,283	長期前受収益	16,815
コ ー ス	553,509	退職給付引当金	37,977
土 地	1,087,461	<b>負 債 合 計</b>	2,499,458
リース資産	22,103	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	5,500	<b>株 主 資 本</b>	1,298,144
<b>無 形 固 定 資 産</b>	3,187	資 本 金	1,213,350
借 地 権	1,086	利 益 剰 余 金	84,794
ソフトウェア	874	その他利益剰余金	84,794
そ の 他	1,225	別 途 積 立 金	570,000
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	42,523	繰越利益剰余金	△485,205
投資有価証券	140	評 価 ・ 換 算 差 額 等	34
敷金及び保証金	38,475	そ の 他 有 価 証 券	34
長期前払費用	2,437	評 価 差 額 金	34
そ の 他	1,469	<b>純 資 産 合 計</b>	1,298,178
<b>資 産 合 計</b>	3,797,636	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	3,797,636

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高	千円	千円
年会費及びロッカー収入	210,212	
ブレイ収入	549,986	
食堂売店売上	133,749	
その他の収入	22,336	916,284
売上原価		908,011
売上総利益		8,273
販売費及び一般管理費		124,042
営業損失		115,768
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,085	
名義書換料	128,000	
固定資産賃貸料	9,260	
雑収入	18,298	156,644
営業外費用		
雑損失	67	67
経常利益		40,808
特別損失		
固定資産除却損	196	196
税引前当期純利益		40,611
法人税、住民税及び事業税		13,017
当期純利益		27,593

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	△344,387	225,612	△276,412	1,270,550
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額								
当 期 純 利 益					27,593	27,593		27,593
自 己 株 式 の 消 却		△108,000	△108,000		△168,412	△168,412	276,412	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△108,000	△108,000	-	△140,818	△140,818	276,412	27,593
当 期 末 残 高	1,213,350	-	-	570,000	△485,205	84,794	-	1,298,144

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6	6	1,270,557
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 利 益			27,593
自 己 株 式 の 消 却			
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	27	27	27
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	27	27	27,621
当 期 末 残 高	34	34	1,298,178

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

(1) 商品、原材料及び貯蔵品は、いずれも先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によって評価しております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 賞与引当金は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産2,368,129千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ゴルフ場経営を主たる事業としており、決算日ごとに単一の資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候となる主な事象としては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、又は資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、経営環境の著しい悪化等が該当します。



減損の兆候が存在すると判定された場合の減損損失の認識にあたっては、翌事業年度の予算等を基準として算出された将来キャッシュ・フローに基づき見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、当該影響が概ね令和4年度は継続するものと仮定して令和3年12月期の固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,675,193千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数  
普通株式 2,147株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 0株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については比較的安全性の高い債券等で行っており、投資有価証券の内容は普通株式です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	1,327,325	1,327,325	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
敷金・保証金 * 1	38,475
入会金預り金 * 2	334,800
会員預り保証金 * 2	1,958,000

\* 1 敷金・保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- \* 2 入会金預り金及び会員預り保証金は、償還期限が定められていないことから将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	1,327,325	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 604,647円55銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 12,852円23銭

種 別	期 初	期 末	備 考
—	292,722.1	292,722.1	金銭的負債

種 別	期 初	期 末	備 考
271,822	—	—	1* 金銭的・金貨
608,122	—	—	2* 貸付財産
900,600.1	—	—	3* 金銭的負債

## 独立監査人の監査報告書

令和4年2月21日

株式会社 日高カントリー倶楽部

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 禎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 寺田 聡 司 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日高カントリー倶楽部の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月25日

株式会社 日高カントリー倶楽部 監査役会

監査役(常勤) 伊 東 輝 昌 ㊟

監 査 役 宮 島 壯 太 ㊟

監 査 役 岩 崎 徳 雄 ㊟

(注) 監査役伊東輝昌、宮島壯太、岩崎徳雄の3氏は、社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役大河原茂夫氏、多賀俊幸氏が任期満了となりますので取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	大河原茂夫 (昭和23年8月23日)	昭和46年 飯能信用金庫入社 平成元年 (有)ダイエー代表取締役 平成16年 当社監査役 平成20年 当社取締役 令和3年 当社代表取締役社長(現在)	101株
2	多賀俊幸 (昭和34年10月4日)	昭和59年 東ソー(株)入社 平成23年 東ソー・シリカ(株)総務部長 平成28年 東ソー総合サービス(株)取締役(現在) 令和2年 当社取締役(現在)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 多賀俊幸氏は社外取締役候補者であります。  
多賀俊幸氏の企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般の監督と助言を期待し令和2年3月に当社取締役に選任、当社の業績向上に貢献していただいております。当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3. 大河原茂夫氏の当社取締役の在任期間は本総会終結の時をもって14年であります。
4. 多賀俊幸氏の当社取締役の在任期間は本総会終結も時をもって2年であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年1月に当該契約を更新しております。当保険契約は取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されており、その他の内容につきましては、事業報告に記載の通りであります。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第2号議案 登記上の発行可能株式総数を変更する件

当社の発行可能株式総数は定款上2,980株ですが、登記上2,737株となっており243株相違しています。そこで登記上の発行可能株式総数を変更して定款上の発行可能株式総数に合わせるることについてご承認をお願いするものであります。

### 1. 登記上の発行可能株式総数

現状の発行可能株式総数	2,737株
変更する発行可能株式総数	243株増加
変更後の発行可能株式総数	2,980株

### 2. 背景

平成17年12月15日開催の取締役会で自己株式243株を消却し株式消却日を平成17年12月22日とすることが決議された。

それを受けまして平成18年3月15日に発行済株式総数変更の登記を行い登記が完了いたしました。

申請内容は発行済株式総数を2,790株から243株減らし2,547株とする目的でありました。ところが実際の登記は発行可能株式総数も同様に243株減少して2,980株から2,737株と変更になりました。

そこで当社顧問弁護士を通して埼玉地方法務局に指導を依頼しました所、登記上の発行可能株式総数を2,980株に戻すのであれば株主総会の決議を経て登記の変更手続きをするしかないということでした。

当社としては定款上の発行可能株式総数を変更する意思はありませんので登記上の発行可能株式総数を変更するものであります。

以上